

## 本庄商工会議所「FAX情報サービス」運用規程

(目的および利用対象者)

第1条 FAX情報サービス(以下「当事業」という。)は、本庄商工会議所ホームページ(以下「当所HP」という。)に本庄商工会議所会員企業(以下「当所会員企業」という。)の販売促進のためのチラシ広告類等を掲載し、当所会員企業の発展に資することを目的とする。

2 利用対象者は、当所会員企業とする。

(遵守事項)

第2条 当事業は、掲載する広告類等の当該書類については、その内容または作成責任を有する企業等に対し与信を与えるものではないこと、および下記事項を遵守するものとする。

(1) 政治活動、宗教活動、社会問題に関連する内容でないこと。

(2) 個人、団体等の意見広告を内容としないこと。

(3) 公の秩序または善良の風俗に反しないこと。

(4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当しないこと。

(5) 誇大表示、不当表示、その他表現方法等が不適切でないこと。

(6) 他の会員企業、消費者に対し、不当な利益を与える恐れがないこと。

(7) その他、本庄商工会議所(以下「当所」という。)が適切であると認める情報であること。

(広告の内容に関する責任)

第3条 広告類等の当該書類の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

(事業利用によるトラブルの対応および免責事項等)

第4条 当事業に起因する手続き上のトラブルは双方で誠意を持って対応するものとする。また、当事業により生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。

2 当所HPの一時的な中断や遅延等の発生、当所作業時に生じた偶然のトラブル(データ取り込みの際に生じた色むら、部分的破損、折り目等)に関して、一切異議を申し出ないものとする。

3 故意ではない間違いによる掲載情報の訂正は、掲載後であっても受け入れるものとする。

(利用の申し込みおよび決定)

第5条 当運用規程に同意し、当事業の利用を希望する者は、「新規登録申込書」に必要事項を記入・捺印の上、申込金(1,000円(税込)(申込年度分に充当))を添えて当所へ直接持参する。なお、原則として初回に提出した申込書は、次回以降も適用するため、初回のみ提出とする。ただし、必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 当事業の利用を希望する者が前条に反する場合、または、その他理由により不適切と認められる場合は、当事業の利用を許可しない。

(契約期間)

第6条 契約期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

(利用料金および支払方法)

第7条 年間1,000円(税込)とし、年度の途中で契約の場合も同様とする。なお、年度の途中で解約においては、原則として返金はしない。

- 2 新規登録の場合、「新規登録申込書」と共に当所へ持参する。
- 3 年度終了後、当所は利用者に対し請求書を発行するものとし、引き続き次年度も当事業の利用を継続する場合には、これに従い速やかに納入するものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。
- 4 利用者が支払いを遅滞した場合、利用者による支払いがなされるまで、当事業を利用できない。これにより利用者に損害が生じた場合であっても、当所は一切その責任を負わない。

(掲載希望広告の提出方法)

第8条 当所HPに掲載を希望する場合は、広告類等を各自で用意し、1チラシにつき1部「チラシ掲載申込書」を記入し、これらを併せて、掲載希望開始日の2営業日前までに当所へFAXまたは直接持参する。なお、広告原稿の作成に要する費用は利用者の負担とし、提出書類は原則として返却しない。

- 2 当所は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規程に基づき、広告掲載の適否を決定する。

(広告の大きさ)

第9条 当所HPに掲載する広告類等は、原則として、A4判で提出する。

(広告の掲載期間)

第10条 当所HPへの広告掲載期間は、契約期間内でそれぞれ決定し、掲載期間の指定のない場合は、当所が3月31日に記事を削除する。

- 2 クーポン券付き広告は、有効期限を広告自体に記載し、掲載期間を必ず指定する。

(個人情報の保護)

第11条 利用者は、当所HPがインターネットを用いた事業であるため、その情報は他者によって収集され利用される可能性があることを留意し、個人情報の保護が必ずしも保証されないものであることを予め承諾する。

(契約の解除)

第12条 利用者が、本契約または当所との他の契約に違反し、当所の催告にも拘らず速やかにこれを履行しないときは、本契約の履行を停止する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に協議し、決定する。

- 2 当事業を利用の際には、当所HPに掲載されている最新の利用規程を参照し、申込時の書面に当規程に定める事項と異なる記載がある場合にも、当規程に記載のある条件が優先して適用されるものとする。

附 則

この規程は、平成21年2月23日から施行する。